

竜王町スポーツクライミングアンバサダー

登録規約と個人情報の取扱いについて

竜王町教育委員会が設置する竜王町スポーツクライミング振興協力員（以下、「アンバサダー」という。）に登録するもの（以下「登録者」という。）は竜王町スポーツクライミング振興協力員設置要領（以下「要領」という。）および以下に記載の規約を予め確認し、遵守することを条件として、アンバサダーに登録していただきます。

記

（注意事項）

18歳未満の方（高校生）がご登録される場合は、必ず事前に登録者の保護者の同意を取得してください。

（禁止事項）

以下のいずれかに該当する場合、竜王町教育委員会はアンバサダーへの登録を無効とすることがあります。

- ・法令や公序良俗、要領第7条に該当した場合および本規約に違反する場合。
- ・ご登録いただいた情報の全部または一部虚偽があると竜王町教育委員会が判断した場合。
- ・アンバサダーの地位を営利目的で使用する行為を行った場合。
- ・その他竜王町教育委員会が不適切と判断した場合。

（免責事項）

アンバサダーが要領第2条に規定する活動の範囲を逸脱する行為および禁止事項に掲げる行為を行ったことにより第三者に損害を与えた場合は当該アンバサダーが全ての責任を負うこととし、竜王町はその賠償の責めを負わない。

（守秘義務）

アンバサダーは要領第9条の規定により、職務上知り得た情報を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（個人情報）

登録者の個人情報の取り扱いは竜王町個人情報保護条例の規定により適切に取り扱います。なお、要領第8条第2項の規定により、登録者の個人情報のうち、次の情報は公開するものとします。

- ・氏名またはニックネーム
- ・顔写真
- ・その他アンバサダー本人が事前に公開を承諾した情報